

文書館のアーキビストに求められる専門性とは

松本市文書館 福島 紀子

はじめに

現在国内に設立されている自治体の文書館的施設（公文書館・文書館「ぶんしょかん」・文書館「もんじょかん」）は、自治体数の比率からいえば国・都道府県の施設を中心とした構成となっている。現状での文書館数は、地方公共団体の数からいって決して十分とはいえず、公文書館制度の必要性の認識が、設立母体となる地方公共団体に認識されていないことの現れともいえる。設立主体である地方公共団体の側に公文書館必要性の認識が低いことの原因には、行政職員の公文書の公共性への理解が低いことが第一に挙げられるが、その反面で、近年の情報公開の思想は、現用文書に対する公開性をあたかも自明のことのごとくに位置づけている。しかし、現用の行政文書に対する公開性が、建前的に明示される一方で、利用者側の住民に、行政文書に対する興味の芽はどこまで育っているのかという疑問もある。その阻害的要因は何だったのか。過去の歴史資料の扱いの中からその答えを探すことはできないだろうか。

現在日本の文書館は、国、都道府県、市町村など自治体のレベルに応じて設立されながら、それぞれの文書館の役割分担については、相互に確認されている形跡がない。また、収蔵・管理する文書についても、前近代の公文書として地方の古文書を扱うのかどうか、博物館等との間に明確な話し合いがなされていない。

こうした様々な文書館を取り巻く現状を踏まえた上で、文書館独自に位置づけられるアーキビストの職務と、求められる専門性について考えるとどのような特質が抽出できるのであろうか。かつて文書館職員は、歴史家からみて「不遇な歴史家」といわれた仕事であった（「歴史資料保存利用と文書館」塚本学氏『地方史研究』188号）。果たしてこうした評価は、現在でも文書館のアー

キビストに妥当なものであり続けているのであろうか。

1 利用者の側から見た公文書館専門職員の専門性

公文書館・文書館の利用者には大きくわけてふたつのタイプがあるというのは、従来からいわれている。一般の地域住民と行政の職員である。文書の作成主体である行政職員以外の一般利用者は、さらにふたつに分かれる。論文作成などに代表される歴史研究のための史料検索と、日常生活の中から生じた疑問を解く素材を求める資料探索である。

一般利用者の中で文書館の利用比率が高いのは、現状では前者の歴史研究者であろうといわれている。整理された文書群の中から、自らの研究テーマに沿って、分析対象となる史料を検索し、研究者の分析視覚で史料を抽出する。この作業の中ではテーマ設定が前提となることから、検索された文書群の中には、論述に重要な史料と、そうでない史料との区別が生じる（拙稿「歴史研究とアカウントビリティーのはざま」～ DJIバイマンスリーレポート34～39）。

研究者以外の一般利用者は、文書館に何を求めるのか。一般利用者が論述への利用以外に求める文書資料は、当然のことながら、かつて論述に利用された歴史資料以外の文書資料であることが多い。それは何故か。歴史研究者の論述する歴史は、相対化された歴史であり、極力理論を一般化することが前提である。ところが、研究者以外の利用者は、自己を中心とした歴史世界の検証という絶対的な方法で資料検索に臨む（拙稿「利用者の立場で見る文書館」全史料協『会報』62号長野大会特集 第2分科会報告）。しかし多くの場合、歴史研究者以外の利用者は、この検索手段に堪能ではない。ここで文書資料を提供する側には、いかに利用者の必要に応じた資料を検索し、提供することができるかという技術が重要となり、必要とされている資料の歴史研究上の位置づけなどは不要である。

反対に、歴史研究者への史料提供で文書館専門員に必要とされるのは、調査対象となる文書群の伝来の経緯や整理方法の説明であり、従来歴史研究者が研究対象の埒外に置いてきた事象であることが多い。史料そのものの具体的な検索や抽出は、歴史家が自己の視点で行うものであり、文書館専門員の立ち入る

場ではない。抽出された文書資料は、歴史家に活用される歴史資料となる。ここで明らかなように文書館収蔵資料は、歴史資料をその内部のごく一部に包括する概念である。

このように考えると、利用者の側からみた場合に、文書館専門職員に求められる資質は、従来の「歴史研究」で把握されてきた歴史理論や史料論とは異なった次元の資料把握と、異なった手法による資料整理に基づいて、利用者の必要に最も近い形の資料提供を実現する手腕ということができる。必然的に文書資料の整理手法は、歴史理論に基づいた分類等の手段によらない、文書館独自の手段が開発されることになろう。

では文書の作成主体である行政の職員に対してはどうか。

2 行政の側から見た公文書館専門職員

公文書館・文書館は、本来行政組織の記憶装置として設置されたものであるという側面を持つ。しかし実際には、記憶の宝庫であるはずの文書館に対して行政職員による利用がどれほどあるかという、あまり好調とはいえない。その理由は、行政文書の文書館への移管の停滞に代表されるような、行政の側が文書館に抱く不信感によるところが大きい。これはさらに、自治体の規模が小さくなるにつれ大きくなる傾向にある。

行政文書が公文書館に移管されると即座に公開されるのではないが、保存期限の満了した文書は、本来あってはならない文書であって、廃棄していないことが職務の怠慢を意味することにつながるのではないかと、など、永年保存以外の文書が残されていくことについての抵抗感は、作成者の側には根強くある。まして、残され、伝来されていく行政文書の内容が、国、都道府県の行政組織が残す文書と、市町村などの地方自治体が残す文書とでは、住民生活への密着度が格段に異なるのである。

たとえば、文書館で普及活動の一環として企画展示を行おうとする際に、国、都道府県文書館の収蔵資料の中から、日本歴史上の事件に関連を有する文書を抽出して展示を組もうとすればそれは可能である（2003年3月埼玉県立文書館企画展示「史料で学ぶ日本の近代—あなたはどのくらい覚えていますか—」）。

市町村文書館の収蔵資料で同様の展示を組むことができるかという点、限定されたごく一部の文書しか展示の対象にはならないであろう。なぜならば、市町村文書館の収蔵資料のほとんどは、住民の権利関係や日常生活、統計や許諾など、事件性をともなわない生活の痕跡であることが多いからである。市町村文書館の事例では、収蔵文書の多くが直接住民の利害と関連し、さらに個人情報を含む文書がほとんどである。

国や都道府県文書館の収蔵文書が、高等学校日本史教科書に現れるような歴史の叙述に近い文書資料を多く含むとすれば、市町村文書館の収蔵資料は、必ずしもそれには当たらない。どちらかといえば従前の歴史学の手法で読み解くよりは、歴史性を持った民俗学の手法による分析対象となることの方が多量な資料群といえる。民俗学が日常生活の中に見いだそうとする「歴史性」の追究手法の延長上には、従来の歴史学が対象外として除外してきた、数多くの日常を記録した資料も含まれる（守田志郎『日本の村－小さな部落－』）。

歴史学が日常の歴史性の中から抽出し構築した「歴史」のみが、文書館収蔵資料の残そうとする「歴史」ではない。一般利用者が、過去に対して抱く疑問をも内包した、幅広い「歴史」の疑問に答えるため、またあまねく住民の知る権利に答えることを目的として資料情報を提供しようとするならば、文書館収蔵資料は歴史学の手法にいつまでも拘泥する必要はない。歴史学によって住民に還元される資料情報が、本来の文書館収蔵資料のなかから、どれほどの人々の生活を現してきたのかを再検討する必要があるかに思われる。

とするならば歴史学の価値観を基準に、文書館の必要性や、文書資料の保存の必要性を説くことは、「歴史学」に対する理論的価値の再検討が必要とされている現代では、既に現状にそぐわない段階となっている。

提供する資料の内容や幅を考えると、国、都道府県文書館と、市町村文書館の収蔵資料の質的違いは自ら明白となろう。この点が双方で弁別されていれば、収集資料の範囲をめぐって領域争いをする必要もなく、また、市町村文書館も国、都道府県文書館と同様の比重で設置の必要があることを説得的に理解されるはずである。まして、市町村合併に当たって処遇に迷う市町村の行政文書を、都道府県立文書館に引き取ってほしいと申し入れるなどは論外である

(拙稿「市町村合併と史料保存—資料保存委員会によるアンケート調査から—」全史料協『会報』64号)。

3 公文書館の業務運営上必要とされる専門性

利用者である一般市民や行政職員が公文書館をみた場合、博物館や図書館などほかの文化施設と呼ばれる機関とは異なった独自性を見だし、文書館であるが故の専門性を認識されるためには、何が必要であろうか。

公文書館の、資料館や博物館・図書館との最大の違いは、行政の窓口サービスの一環として、行政文書を用いた住民への説明責任を果たすことであろう。ただしそれは、現時点での権利関係や現状の説明ではなく、過去のあらゆる時点にさかのぼっても説明が可能となるようなキャパシティを備えた説明となるよう務めること、そしてそこでの説明は、時間的に段階をさかのぼった各時点における事実の「説明」であって、決して「証明」につながるものではないことを、利用者に明確に説明することが重要であり、要求されてくる。

これらは住民にとって、現状の権利関係や、住環境に対する漠然とした不安の解消窓口となるものでもあり、従来の歴史研究的利用とは明確に一線を画するものである。地域住民にとって、生活の中の漠然とした不安が顕在化するのは、多くは地縁・血縁的なトラブルが原因として挙げられるが、問題が発生しなかった場合でも、行政との対応関係の中で尋ねればわかる窓口があることは住民にとって心強い。こうした安堵感を求めて文書館に来館する利用者への対応は、生涯学習機関といわれる博物館や図書館での対応とは自ずと違ってくる。

最初から市民・住民に学問的な知識を提供する施設として設定された博物館・資料館や図書館とちがって、公文書館は行政機構の一環であることが、住民の側から見た場合も、行政の側から見た場合も非常に不明確な状態にあるのが、現在の公文書館の現状と思われる。だから、行政の側からは博物館並みの展示によって住民へアピールするよう求められたり、住民の側からは講座・講演会や体験学習の場としての機能を求められたり、公文書館の専門職員と博物館の学芸員との差異が認識されないままに、無理難題を押し付けられる。

住民にとって文書館の独自性は、歴史編纂物をビジュアルに表現した博物館

の企画展示のような展示をみることにあるのではなく、現状の不安を時間的に遡及して解決する糸口を探す手段を持つところにある。一般化されていない過去の具体例を、自らの事例に従って探し出せるところにある。

ではもう一方の利用者である行政職員にとっての文書館の独自性は、どのような点に見いだされるであろうか。

自課の書庫や収蔵スペースに置かれた行政文書と、文書館収蔵庫に配置された行政文書の大きな違いは、保存年限切れの文書が堂々と置かれている点である。その文書が廃棄されていないのは、職員の職務怠慢が原因ではなく、選別という能動的な行為を経た後に配架された文書として存在する。さらに、残しておくことに付帯条件をとまなう文書も、担当個人の記憶の範囲ではなく、組織の記憶としてその条件を継続したまま管理することができる。やがてうやむやになる個人間の引継事項としてではなく、文書移管時の付帯条件として、将来にわたって行政文書が管理され、公開・非公開を管轄する一元的な窓口として存在するのが文書館である。従来渾然一体となっていた作成と管理との役割分担を、管理部分の一元化によって明確化できる施設として位置づけられることとなる。文書館の重要な仕事の一つは、文書資料の属性を将来まで間違いなく継承していくことにもある。

4 資料提供者のスタンス

文書館専門職員として資料提供を行う職員をアーキビストというならば、アーキビストは博物館学芸員のように、収蔵資料の展示という形で「歴史」を編纂することが職務ではない。利用者が歴史家であれ、一般住民であれ、行政職員であれ、同じ基準で検索し、提供することがアーキビストの仕事である。これは、後世に残すべき文書資料の選別の方法に対しても同様である。

アーキビストが行政文書の選別に立ち会うとするならば、そこに導入される「歴史資料として重要な公文書等」という場合の歴史は、従来の歴史研究者が構築してきた「歴史学」を指すものではなく、残された文書資料によってこれから築かれるであろう新たな歴史を想定すればよい。その判断基準の中に、利用者の一部である歴史研究者による価値判断を、過重に賦課する必要はなく、

必要以上に慮る必要もない。なぜならば、歴史研究者は、どのような史料片からでも、歴史理論を構築することのできるプロだから、歴史研究者の歴史理論の構築にアーキビストの思惑など必要ないはずである。

行政組織の内部において、行政の歩みと地域住民の生活の痕跡を残そうとするアーキビストは、文書作成母体の定められた方針に基づいたスタンスで文書を残すことを貫くよう、心がける必要がある。50年後、100年後の住民からみても納得できる判断基準で残すことを心がけるならば、残した文書資料の歴史性に不安を抱くことはない。かえって現在の歴史的な判断基準を文書資料に施したならば、100年後にその基準が通用しなくなる可能性の方が高い。

おわりに

これまでのように考えれば、文書館の専門職員が扱う文書資料と、歴史研究者の扱う歴史資料との違いは明らかになろう。文書館の側で考えるアーカイブズと、歴史研究者の考える「史料」は、近しい関係にありながらもその扱い方において違いが生ずる。さらに歴史研究者とアーキビストとは、その仕事の目的を異にする職業であることも再認識されねばならない。

文書館専門職員であるアーキビストの仕事の中心は、文書資料を整理・提供することであり、来館者の多様な希望に応じた資料を検索できる体制を整えることである。そのためには残すべき資料の選別から、検索手段の確立、来館者対応のための接遇方法の研鑽まで必要とされる。検索手段確立のためには、歴史的知識が必要とされる場面もあるが、様々な工夫と努力が必要とされる中で、アーキビストに禁じられた行為があるとするならば、その過程で得られた歴史的知識で資料批判をすることであろうか。来館者の調査目的や調査方法が自己の価値意識を支える「歴史理論」にそぐわなかったとしても、アーキビストは言葉をさしはさむべきではない。何の目的で資料を読むかはそれを調べるかは、来館者が判断することである。

文書館とアーキビストは、残そうとする文書資料に対して、己の価値意識を持ち込むことに禁欲的であるべきだと思う。そこに史料価値や説明資料としての（意味）色をつけていくのは、文書館利用者の仕事だからである。